

自己宣言型緑化プログラム「TEAM GREEN なごや」実施要綱

(目的)

第1条 自己宣言型緑化プログラム「TEAM GREEN なごや」(以下「TEAM GREEN なごや」という。)は、次の基本理念に基づき、緑のまちづくりへの取り組みを自己宣言し、実践していくものである。

- (1) 緑を取り入れます
- (2) 緑を育てます
- (3) 緑を守ります
- (4) 緑を伝えます

(参加資格)

第2条 TEAM GREEN なごやの参加資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 名古屋市民
- (2) 名古屋市内の企業・団体
- (3) その他市長が適当と認める者

(参加方法)

第3条 TEAM GREEN なごやへの参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、市長に対し、TEAM GREEN なごや宣言書(第1号様式)を提出し、その参加承認を得るものとする。ただし、名古屋市緑化助成制度実施要綱(以下「緑化助成要綱」という。)に基づき緑化助成を交付申請する場合は、緑化助成要綱第4条に規定する申請書を提出し、その参加承認を得ることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による宣言書が提出されたときは、記載事項を審査するものとする。
- 3 市長が前項の規定による審査の結果、参加を承認するときは、参加希望者に対し承認証(第2号様式)を交付し、参加を承認しないときは、不承認決定通知書(第3号様式)を交付する。

(行動の内容)

第4条 市長から前条の規定による承認証の交付を受けた宣言者(以下「宣言者」という。)は、TEAM GREEN なごやの目的を達成するため、緑のまちづくりにつながる具体的な行動を計画し、実行しなければならない。

(ロゴマークの使用)

第5条 宣言者は、別表1に掲げる TEAM GREEN なごやロゴマークを無償で使用することができるものとする。

(行動の報告)

第6条 市長は、必要があると認めたときは、承認証の交付の対象となった緑のまちづくりにつながる具体的な行動の内容について、報告を求めることができるものとする。

(指導等)

第7条 市長は、宣言者またはその関係者（以下「宣言者等」という。）が次のいずれかに該当する場合、当該宣言者等に対し、行為の是正を求めることができるものとする。

- (1) 第1条に定める TEAM GREEN なごやの趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合
- (2) この要綱に違反し、またはその疑いがあると認められる場合

(参加の取りやめ)

第8条 宣言者は、市長に対し、書面で届出をすることにより、TEAM GREEN なごやへの参加を取りやめることができるものとする。ただし、TEAM GREEN なごやへの参加を宣言することで、TEAM GREEN なごやの主旨に合致した金融機関が実施する優遇措置等（以下「優遇措置等」という。）を受けている場合は、その評価または優遇措置等を受けている期間中に、原則として TEAM GREEN なごやへの参加を取りやめてはならない。

(参加資格の取り消し)

第9条 市長は、宣言者等が次のいずれかに該当する場合、第3条の規定による承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 第1条に定める TEAM GREEN なごやの趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合
- (2) TEAM GREEN なごや宣言書に虚偽その他不正の事実のあることが判明した場合
- (3) 市長からの是正の求めに従わない場合
- (4) 法令や公序良俗に反する行為をした場合
- (5) その他、第3条の規定による承認を取り消すことが適当であると市長が認める場合

(優遇措置等)

第10条 TEAM GREEN なごやへの参加を宣言することで、緑化施設整備に係る優遇措置等を受けようとする者は、第3条の規定に基づき、当該緑化施設の維持保全について自らの参加を宣言し、承認を得なければならない。

- 2 TEAM GREEN なごやへの参加を宣言することのみで緑化施設整備に係る優遇措置等を受けようとする場合、優遇措置等を受けようとする者は、緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」実施要綱（以下「評価認定制度実施要綱」という。）第2条による基準緑化率を満たさなければならない。
- 3 前項の規定により緑化施設整備工事着手前に優遇措置等を受けようとする者は、市長に対

し、緑化計画申請書（第4号様式）および別表2に掲げる図書それぞれ2部を提出するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容について審査し、結果を緑化計画認定証（第5号様式）により申請者に通知するものとする。
- 5 第2項の規定により緑化施設整備工事完了後に優遇措置等を受けようとする者は、市長に対し、緑化完了申請書（第6号様式）および別表に掲げる図書それぞれ2部（竣工写真については1部）を提出するものとする。
- 6 第3項の規定により認定を受けた者は、原則として前項の規定による認定を受けなければならない。
- 7 市長は、第5項および前項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容について審査し、結果を緑化完了認定証（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表 1



別表 2

図書の種類等		提出部数
付近見取図（※1）	明示すべき事項 ・ 方位 ・ 道路 ・ 目標となる地物 ・ 指定建ぺい率	2部
配置図	明示すべき事項 ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 敷地の境界線 ・ 敷地内における建築物の位置 ・ 緑化施設の配置及び種別並びに面積	2部
緑化施設の詳細を示す書面	・ 求積図 ・ 面積算出表 ・ 個別詳細図 （屋上緑化については断面図、壁面緑化については立面図と断面図、緑化補助資材を使用した緑化については仕様が確認できる図書）	2部
竣工写真（※2）	緑化施設の内容がよくわかるように一団の緑化施設ごとに撮影	1部

※1 建築工事着手前に緑化計画認定を受けている場合、緑化完了申請の際の提出は不要。

※2 緑化完了申請書提出時に限る。